都議第1825号 ~都議第1838号 京都府南部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(マスタープラン) 及び区域区分、都市再開発の方針、道路の変更等の概要

1 趣旨

都市の現況及び見通し等を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備の一層の推進を図るため、農林漁業及び自然環境との健全な調和を図りつつ、府南部地域の7回目の都市計画定期見直しを実施なお、区域区分の変更案は、まちづくりの主体である関係市町が案を作成し、府が調整・確認しとりまとめたもの

2 対象都市計画区域



3 議案の概要

(1) マスタープラン(都市の将来像、区域区分、土地利用や都市施設等の目標や方針を定めるもの)

【対象】宇治、綴喜、相楽、南丹、宇治田原、丹波、京都都市計画区域

府総合計画の改定内容に加え、人口減少・少子高齢社会の到来や、激甚化・頻発化する自然災害といった、都市をめぐる社会経済情勢の変化を考慮

- ・日常生活に必要な施設を中心市街地や地域の拠点へ誘導、防災・減災の視点を踏まえた土地利用 の工夫等の観点を追加・充実
- ・都市基盤の整備目標を令和17年に見直し 等
- (2) 区域区分(市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」との区分) 【対象】宇治、綴喜、相楽、南丹、京都(京都市域を除く)都市計画区域

新名神高速道路等の広域道路ネットワーク整備の進展を活かした新たな産業拠点の形成や、関西文化学術研究都市における優れた居住環境や研究機関等の集積を目的とした市街化区域編入等

編入^{※1} : 18箇所(市街化区域が286.4ha増加) 逆線^{※2} : 2箇所(市街化区域が0.14ha減少)

特定保留^{**3}: 4箇所(99.7ha) 一般保留^{**3}:8箇所

(3) 都市再開発の方針(計画的な再開発が必要な市街地について再開発の目標等を定めるもの)

【対象】京都都市計画区域(京都市域を除く)

近年の人口、産業及び開発動向等を考慮し、エリア価値の向上等の再開発の目標及び都市全体の機能確保の観点から効率的な土地利用を図るべき一号市街地、そのうちで再開発等の事業を一体的・総合的に推進する二号地区を示した都市再開発の方針を決定

一号市街地: | R向日町駅・阪急東向日駅周辺地域、| R長岡京駅・阪急長岡天神駅周辺地域

二 号 地 区: J R 向日町駅周辺地区

(4) 都市計画道路

【対象】宇治都市計画区域

久御山町域における市街地開発のため、都市計画道路が追加されることから、接続する周辺の 都市計画道路について、交差箇所数等を変更

3 · 1 · 25号 京都枚方線 : 交差箇所 3 箇所→ 4 箇所

3 · 3 · 21号 京都田辺線 : 交差箇所 4 箇所→5 箇所

3・6・5号 八幡荘宇治線:交差箇所6箇所→7箇所、右折レーン追加による区域の一部変更

4 主な区域区分変更(編入)箇所

都市計画区域	主な編入箇所
宇治	字治市 : 槇島町石橋地区(医療系) 城陽市 : 東部丘陵地長池地区(商業系) 東部丘陵地青谷地区(工業系) 久御山町:市田・林・佐古地区(工業・流通系) 東一口東島・モタレ地区(工業・流通系) 東一口モタレ・市田南観世地区(流通系) 井手町 : 山城多賀駅西側地区(商業系)
綴喜	八幡市 : 八幡東 I C周辺地区(工業系) 戸津地区(流通系) 京田辺市:京田辺松井 I C周辺地区(流通系) 南田辺西地区1地区(関西文化学術研究都市関連研究系) 大住地区(既成市街地)
相楽	精華町 : 狛田西地区1地区(関西文化学術研究都市関連研究系) 蔭山・水落地区(関西文化学術研究都市関連住宅系)
南丹	亀岡市 : 篠 I C周辺地区 (工業・流通系) 篠町篠洗川地区 (工業・流通系) 南丹市 : 城南町下サメ川地区 (商業系) 園部 I C北地区 (工業・流通系)
京都	

- ※1 市街化調整区域から市街化区域に変更すること
- ※2 市街化区域から市街化調整区域に変更すること
- ※3 一定の整備計画があるが、事業の見通しが明確でないため、事業が具体化した段階で、随時、編入するようあらかじめ保留すること(区域が確定している場合は特定保留、区域が確定していない場合は一般保留)